

市立大津市民病院会計支援業務仕様書

1 委託契約の目的

- (1) 地方独立行政法人市立大津市民病院における地方独立行政法人会計基準を参考にした会計処理及び決算時の財務諸表等の作成に際して、必要となる専門的な指導・助言を受けること。
- (2) 監事の監査報告書作成に際して、必要となる資料作成及び報告に関する指導・助言を受けること。
- (3) 税務に関する助言を受けること。

※会計監査人の監査に該当しないため、委託業者による書面の保証を受けることを目的としていない。

2 事業主体

地方独立行政法人市立大津市民病院

3 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 市立大津市民病院会計支援業務委託
- (2) 委託期間 契約の締結日から令和4年6月30日まで
ただし、委託期間の満了する日から起算して120日前までに委託者及び受託者のいずれからも更新しない旨の申出がないときは、更に1年間、更新するものとする。その更新は3回まで行うことができる。

(3) 業務内容

1. 地方独立行政法人会計基準に基づく会計指導・助言

①会計処理（業務改善含む）に関する指導・助言

地方独立行政法人会計基準を参考にした会計処理（業務改善含む）に関する指導・助言

②地方独立行政法人法及び会計基準改正対応業務

地方独立行政法人法及び地方独立行政法人会計基準改正への対応に係る指導・助言

③月次決算に関する指導・助言

理事会及び決算を円滑に進めるための月次決算に関する指導・助言

④中間決算に関する指導・助言

理事会及び決算を円滑に進めるための中間決算に関する指導・助言

⑤期末財務諸表に関する指導・助言

会計処理、開示書類に関する相談、その他決算処理に係る指導・助言

キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書作成、退職給付引当金計算

⑥監事の監査（会計業務のみ）に関する対応業務

監事の監査報告書に係る資料作成及び報告に関する指導・助言

2. 税務相談業務

①期中処理に関する税務相談業務

②消費税の中間申告額の確認、税理士欄への署名並びに電子申告

③決算時における税務及び申告に関する相談業務

④特定収入額の確認業務

⑤確定申告時の納税額計算及び消費税申告書の作成、税理士欄への署名並びに電子申告

※訪問回数については年 6 回（2 ヶ月に 1 回程度）に加え、決算時期 3 回、期末監事監査及び期中監事監査時各 1 回の計 11 回を想定する。

なお、訪問回数の増減があったとしても契約額の変更は行わないものとする。

4 支払方法

業務履行確認後、一括後払いとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ実施するものとする。